



親の会だより

第79号平成26年11月発行

東大阪市手をつなぐ親の会
(年 3回)

(題字 吉岡名誉顧問)

「東大阪市へ要望書提出」

会長 坂本 ヒロ子

9月29日野田市長に東大阪市における知的障がいのある人の地域生活の向上を願い、要望書を提出し、西田福祉部長、平田障害福祉室長の同席のもと想いを聞いていただきました。

今年度は下記の4点について要望させていただきました。

記

- 1、平成27年度からの第4期障がい福祉計画の基本指針の中に「地域生活支援拠点の整備」が記載され、29年度までに整備されることが成果目標となっています。障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた拠点（地域に開かれた小規模な障害者支援拠点で、障害者が地域で生活するためのコーディネートや24時間の相談受付、緊急時の受け入れ、ショートステイなどの機能が付加）を整備して下さい。
- 2、「障害者優先調達法」が昨年4月に施行され1年が経過しました。義務付けられている調達方針の25年度の報告と26年度の目標を公表して下さい。（物品調達に関する目標額や品目を明文化した指針を毎年公表することが義務付けられています）
- 3、障害者差別解消法が平成28年4月より施行されます。障がい理解の促進や差別の解消を図るための理解促進研修、啓発事業の実施をお願いします。また、国、大阪府の動向等を踏まえ、相談、紛争の解決、予防の体制の具体的なあり方を示して下さい。
- 4、改正災害対策法の避難所ガイドラインでは、自治体は避難所だけでなく福祉避難所や機能（提供可能な支援内容、設備内容等）について福祉団体（障害関係団体、サービス事業所、社会福祉協議会等）の連携を図り障害当事者やその家族等へ周知すること、また、「市町村が個別に、避難行動要支援者と具体的な打ち合わせを行いながら、個別計画を策定することが望まれる。」とされています。その策定について着実にこれが推進されるよう積極的にこれにあたって下さい。

特に今年度は27年度からの「第4期障がい福祉計画」の策定にあたり目標値がどうなるのか、また「障害者差別解消法」が28年4月より施行されるにあたり、どのような体制で取り組まれようとしているのか気になるところで、東大阪市手をつなぐ親の会は当事者団体として意見を出し、行政と協力しながら障がいのある人も住みやすい東大阪市をめざしたいと思います。

第1回全国手をつなぐ育成会連合会全国大会の報告

会 長 坂本 ヒロ子

全国手をつなぐ育成会連合会の第1回全国大会が、神々の国、島根県松江市で9月27日、28日開催され、東大阪市手をつなぐ親の会より4名参加させていただきました。今大会は第1回目にふさわしい大会でした。

全体会での蒲原厚生労働大臣官房長の記念講演「障害保健福祉施策の動向」はパワーポイント92ページありましたが、厚生労働省社会・援護局前障害保健福祉部長として、制度を策定してこられた経緯もあり熱く語られました。

資料以外に

- *これからは良質のサービスをしないと契約してもらえない時代となる。
- *すべての利用者に本人をサポートするシステムとして計画相談支援をしなければならない。そのためには、事業者の育成と事業者数を増やす、質の向上とともに報酬改正、訪問介護ステーションや医療とのコーディネートが必要。
- *本人の権利擁護の視点から成年後見をする人の体制整備が必要で市民後見人を支える所（社協等）を増やすことや中にいろんなスタッフのいる法人後見もより大事になる。また利用料金（後見報酬）の補助（身体障害者には車椅子等の支給の様な）も本人の権利擁護の意味でも必要。
- *就労定着に向け、例えば、コミュニティカフェ、認知症カフェ（若年性認知症）を利用した支援も必要。
- *障害者の高齢化が進んでいるが、一般論として障害者は特養に受け入れられないといわれることが多いが、そこは変えていかないといけない。（40歳から介護保険料を払っている）
特養の支援員に障害のある人のノウハウが伝わる様、職員の交流もしながら伝えていく必要がある。介護保険に障害者の加算がうすくついているが、これを厚くして受け入れやすくする。
知的障害者入所施設の職員が、特養を巡回して支援していく方法もある。高齢期は、一般の人に障害者を加える政策として考える必要がある。（子供のときがそうだった様に）
- *2020年のパラリンピックに向け、障害者スポーツだけでなく文化も含めて社会参加に向けサポートの必要がある。（アイパット、JCTをつかって外出のサポート等）
との今後に向けた話もあり、こういう方が厚生労働省におられることを心強くうれしく思いました。

久保会長は7月1日に全日本手をつなぐ育成会の解散申請を提出し、9月26日国より解散許可がおり、全日本手をつなぐ育成会は精算法人になりましたとの報告がありました。

全日本手をつなぐ育成会は、社会福祉法人としての事業はしておらず、いずれ近い将来国から解散か合併かを問われる、先んじて返上＝解散という方法を取った。組織を守るためにやっているのではなく活動を守るためにやっている会で、95%は皆さんの会費でなっています。

これから連合体としての活動を大切にしながら一般社団法人、公益社団法人をめざし活動活性化と組織の拡大を目指したいと挨拶されました。

全国手をつなぐ育成会連合会全国大会

第2分科会<働く(就労支援・雇用)>に参加して

とうふく 大和泰子

最初に社会福祉法人生活クラブ風の村(千葉県)ユニバーサル就労支援 室長 平田智子氏による基調講演がありました。

基調講演 「障害のある人の多様なはたらき方を考える

～ユニバーサル就労というはたらき方～

生活クラブ風の村では、はたらき方のひとつとしてユニバーサル就労を取り入れているそうです。ユニバーサル就労とは障害者手帳の有無に関わらず、障害があつたり生活困窮状態にあるなど、さまざまな理由ではたらきづらい状態にある方を迎え入れ、ともにはたらくことをめざして、その人に合わせたはたらき方をすることです。

形態として、その人の個性や事情に合わせて、短時間や週1回から始める人、通勤者としてはたらく人、雇用につながっていく人などがあります。通勤者とは雇用ではなく、職場に継続的に通っている人のことで、無償と有償の通勤者があります。風の村では通勤者の形態ではたらいっている方が多く、仕事内容は介護補助、清掃、事務補助などです。就労支援の進め方としてはマッチングワークショップ・個別相談→アセスメント→受け入れのための仕事の業務分解→仕事の継続・キャリアアップのための支援と段階的になっています。業務分解をすることによって、業務全体が整理され仕事の内容の見直し、効率化、標準化ができ、ユニバーサル就労の方がどこの部分の仕事をする事ができるのか見極めるそうです。

ここでは、より多くの人がある人なりのはたらき方で社会参加できることを応援し、ユニバーサルな社会をつくることをめざしているそうです。

続いて 3人の方の提案がありました。

椎木修司氏(株式会社ハートコープひろしま 取締役事業部長)より

生協ひろしまでは、社会貢献として、障がい者に就労の場の提供をするために2007年10月生協ひろしま100%出資の特例子会社(株)ハートコープひろしまを設立し、2014年5月、7名の障がい者を雇用する(障がい者雇用率1.86%→2.37%に引き上げられる)

2010年6月広島県内の農業活性化・地産地消・食の安全の推進のために農業生産法人設立を提案、ここでも知的障がい者の力を借りて生産に取り組むことを決定し、7月農業生産法人(株)ハートランドひろしまを設立、2011年1月障害者就労継続支援A型事業に指定され4月より開始する。2014年4月、16名の障がい者を雇用する。椎木さんはこの事業をするにあたって、職場実習をお願いされて初めて障がいのある人たちの働きぶりをみて、なんと真面目に働いてくれるのだろうと思い、パート契約を結んだことがきっかけだったそうです。いまでは全国の生協で特例子会社が増えているそうです。

障がいのある子どものお母さんでもある仁木一枝氏(江津市の子ども社会参加を考える会 会長)は、現在取り組まれている「ぷれジョブ」について話をされました。「ぷれジョブ」とは、1週間に1時間の仕事体験で、放課後や休日にジョブサポーター(地域在住の専門家でない支援者=ボランティア)が学校に子どもを迎えにいき中学校区内の企業

に行って1時間一緒にお手伝い感覚で仕事を体験するという活動のことです。学校、保護者、地域住民、地域企業の4者の連携協力で障がいのある子どもを地域で育むことを目標としているそうです。「ふれジョブ」を経験し就労へとつながった子どももいるそうです。

最後に松永久氏（厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課 調査官）が障害者雇用の現状と今後の動向について話をされました。

障害者の職場適応のためにジョブコーチによる支援や、身近な地域における「障害者就業・生活支援センター」の設置、また、ハローワークとの連携などが大切であると言われました。

コーディネーターの田中寛氏（沖縄県手をつなぐ育成会 会長）は、なぜ障害のある人の就労が厳しいのか？と問われ、企業側は主に利益の追求を重視しているが、障害の特性を理解することも必要なのではないかとされていました。働く＝自己実現であるとも言われました。

ユニバーサル就労、ふれジョブ、初めて聞く言葉で内容も興味深いものでした。ふれジョブの活動は最近、毎日新聞にも記事として取り上げられていました。岡山で始まった活動だそうです。私達の子どもの年齢期であった頃に比べると様々な活動がひろがってきており、このような試みがさらに広がって利用しやすい社会になるといいなと思いました。

第3分科会<暮らす（地域生活支援）>に参加して

東福六万寺 米田 和代

基調講演は滋賀県の社会福祉法人グローの企画事業部で障害者アートを広げる企画を担当されている39歳の太平さんという方で、相談支援が滋賀県で困っている障害者の生活を支え、地域生活を続けることができる、相談支援という事業の大切さと相談支援員を育てる人材育成やサポートが大切だという話をしてくださいました。

印象に残ったのは、障害者をランナー（走者）に相談支援員はそれを支える伴走者として、障害のある人の人生を支えていくという役割を話されていたことです。伴走者の役割は、障害者のランナーの安全確保、状況説明、理想のフォームで走ってもらえるような伴走をし、走路、ペースなどの誘導と楽しく走れるようなエスコートをし、タイムなどを記録するということです。決して押しつけではなく、相手に合わせて、この伴走者となら安心して走れるという信頼関係をつくるのが大事とのことでした。

これこそ私たち家族の望むサポートのあり方ではないかと強く共感しました。

また「サービス等利用計画」は来年3月までに、障害サービスを受ける人は全員提出することに決まっています。一人一人のライフステージに合わせたケアプランは、その人らしく生きるために必要なものであるため、そのためにサービス等利用計画を立てる事業所や相談支援員を増やしていく等の話もされていました。話を聞いてサービス等利用計画の大切さを知り相談支援への期待が大きく膨らみました。

第4分科会<老いる(高齢化)>に参加して

とうふく 原田 二三恵

「どうする?高齢化」と題して 田中正博さんの基調講演から

2015年は本格的な超高齢社会の「入口」。その10年後(2024年は高齢者人口がピークを迎え、2025年には、認知症高齢者が「800万人台」へ。

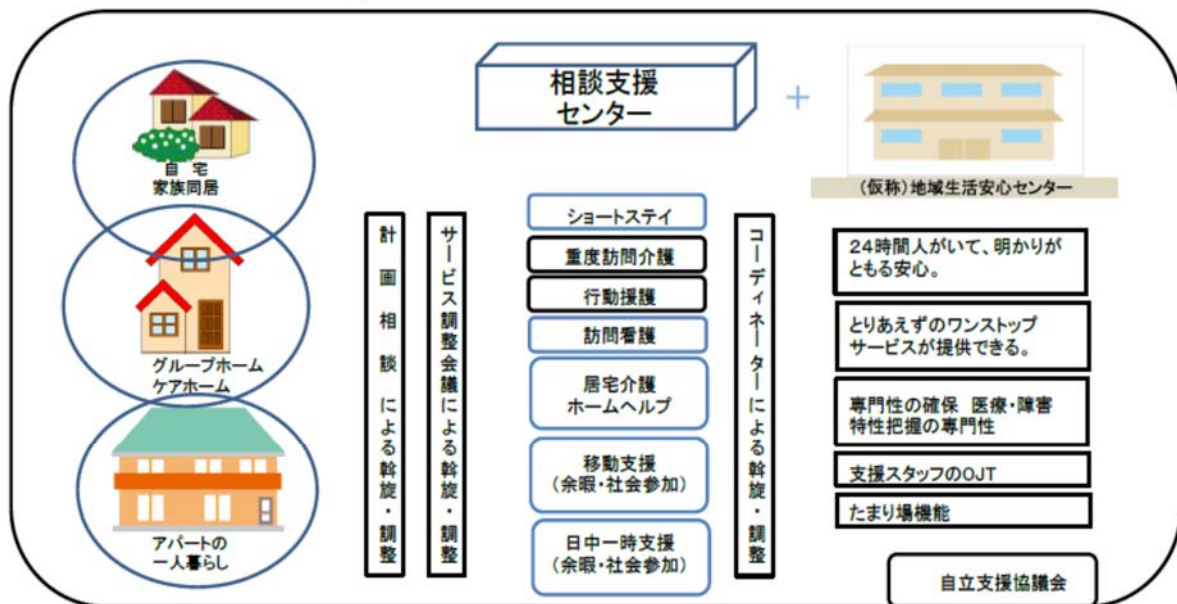
その高齢化に備えて必要なのは、変化する暮らしぶりを一緒に考えてくれる支援であり、重要なのはサービス等利用計画。障害のある人の「意思決定を支援」しつつ、本人を中心として今の課題や将来の展望を共有した 福祉サービスの組み合わせだけではない「ライフプラン」が必要だと話されました。

私たちがすべきこととして、まずは、「今の暮らし」から「これからの暮らし」(本人のみならず 家族のこれから)を考えてみよう。おためし利用は、GHだけでなく短期入所やホームヘルプ(訪問介護)をと。それは、「訓練事業は新たな暮らしをもたらすチャンス!」本人の体験の中を広げるチャンスだろうと思いました。

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えた地域生活支援については、関係団体からのニーズをもとに求められる機能・・・相談、体験の機会、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制作り・・・をさらに強化していくことが必要であり、障害福祉計画等に基づき取組を進めているところという話がありました。

地域に求める支援のイメージとして次のような図を示されました。

地域に求める支援



これからの支援についてのイメージとして

「高齢になっても安心して暮らせる環境とは ~安心生活支援事業(あんしんコールセンター)の実践~」と題して 社会福祉法人みんなでいきの片桐公彦さんの話から コールセンターの機能として、緊急相談機能は、24時間 365日の相談に対応、緊急ス

テイ機能、緊急ヘルパー派遣機能を上げられました。先ほどの田中さんの地域支援のイメージに重なる実践でした。

コールセンターをやってみて、＜思い切り真夜中のコールというのは、あまりない。「いつでも相談できる」ことで人は救われる、安心する。「やる」より「やらない」方がリスクが増す。＞という話がありました。

「高齢知的障害者の支援」と題して 国立のぞみの園の大村美保さんの話

高齢知的障害者の支援について、障害者自立支援法に基づく自立支援給付と 介護保険制度との適用関係において <・自立支援給付優先？ ・介護保険優先？ ・併用型？> など各市町村ごとに異なり、これについて、今後、どのように適用関係を培っていくのか積極的に取り込む必要があるだろうともいわれていました。

支援のポイントとして、①いつまでも「働く」「社会生活のシフト」をあげるのではなく、小さな成功体験を重ねられる活動へ、②激しい変化を避ける、③認知症ではできるだけ住環境を変えない、④変化に気づくためには「ベースライン」をわかっていることが大事、⑤認知機能や身体機能の低下に合わせた支援などがあげられました。

「生活の場、特別養護老人ホームふくらで豊かに看取る」と題して 社会福祉法人グローの看護師 金森暢子さんの話

ふくらでの看取りは、背負ってきた人生のリュックをひもとき、その人のキーワードをさがし、その人の尊厳を保つ、穏やかな看取りケアがおこなわれてきました。

それを可能にしたのは、施設長の方針として、地域の人を最後まで地域で看たい、看取りがスタッフの成長に大きく係っているという思いがあること、嘱託医が地域を守り育てる家庭医であり、手厚いフォローが受けられること、スタッフが慣れた環境と人間関係の中で最期まで過ごしてほしいと感じていることとその思いから丁寧に看取りケアに向き合えているからだと思うと述べられました。

看取りケアの実践は心打つ内容で、大きな拍手がありました。

この分科会は、今まさに突きつけられた課題であり、一番多い参加者数でした。

他人事ではないこのような課題に対して、東大阪市手をつなぐ親の会においても、わが町での地域生活支援について、研修会を開いたり、市長への要望書の中に盛り込んでいただいたりと 先駆けて、子どもたちのために努力していただいています。

また、様々な訓練事業、緊急時の対応、高齢化を見据えてのとうふく花園と 親にとって心強い青山会です。今後の青山会ビジョン 2015 に期待すると同時に、あなた任せではなく、子どもたちのために親として、しなければならないことを考えていかなければならないと思いました。

☆当会へのご寄付は下記の通りです。

天野 良典様 10万円 学齢期部会 2千円

ご協力ありがとうございました。

☆編集後記☆

今回は、第一回全国手をつなぐ育成会連合会全国大会の内容をお伝えしました。